

令和4年度 第1回海老名市文化財保護審議会会議 次第

日 時 令和4年10月5日（水）

10時00分～

会 場 こどもセンター301会議室

1 開 会

2 あいさつ

委員紹介

3 議 題

(1) 文化財保護審議会会長及び副会長の選出について

(2) 相模国分寺跡保存活用部会の委員選出について

(3) 市登録文化財の登録について（諮問、調査、答申）

資料1

(4) 国登録有形文化財の意見具申について

資料2

4 報告事項等

(1) 県指定天然記念物 海老名の大櫓、有馬のはるにれの

保存修理について

資料3

(2) 令和3年度文化財保護事業実施結果

資料4

(3) 令和4年度文化財保護事業計画及び実施状況

資料5

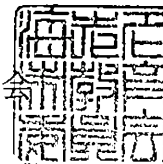
(4) その他

5 閉 会

海教総発第40号の2
令和4年7月22日

海老名市文化財保護審議会会長殿

海老名市教育委員会



海老名市登録文化財の登録について（諮問）

海老名市文化財保護条例（平成31年3月28日海老名市条例第8号）第7条に基づく海老名市登録文化財の登録について、同条例第28条第3項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

海老名市登録文化財の登録について

2. 諮問の理由

門沢橋村、国分及び中新田村で掲示された高札であり、江戸時代から近代初期の歴史的資料として貴重であり、保存及び活用のための措置が必要と認めるため。

3. 登録文化財の候補

- (1) 名称 高札
- (2) 員数 5件（8点）
- (3) 区分 登録有形文化財
- (4) 所有者、保管場所、年代等

番号	資料名	点数	所有者	保管場所	年代等
1	高札	1	宗教法人正覚寺 代表役員組谷徳全	門沢橋四丁目13番13号	文化9(1812)年 門沢橋村
2	高札	1	海老名市	河原口二丁目27番3号 (市立歴史資料収蔵館)	慶応2(1866)年 国分村
3	高札	1			享保6(1721)年 中新田村
4	高札	4			慶応4(1868)年 中新田村
5	高札	1			明治3(1870)年 中新田村

No. 1 高札 文化9(1812)年 門沢橋村 1点

縦 29.5 cm、横 105.5 cm

門沢橋村に下付された浪人取締りの高札で、文化9(1812)年、当時の旗本長谷川正愛から下付されたもの。全体に傷みがあり、本来の形をとどめておらず、墨色は退色しているが、門沢橋村に伝わる唯一の江戸期の高札である。



定

浪人躰之者村々致徘徊
合力以宿を乞或者悪口
難題等を申掛又者旅僧
修驗 警女座頭物貫の
類等も押て宿をとり
称たり事いたす類ハ所之
穢多非人に捕させ其向々江
召連出すべくとの趣 安永三年
相触候間 近年致帯刀候
浪人躰之者所々江大勢罷越
村々の手ニ反りて難儀之段
相聞候已来右躰之もの
罷越ニおゐて御料私領共
早々最寄陣屋役所江為
申立不残日時捕方えもの
差出若他支配他領江
立退といふとも 手延なく
御料私領相互附入不
逃様召捕可申候
右之通被仰出候間相成
可申候

申

六月 長谷川金太郎

No. 2 高札 慶応2 (1866)年 国分村

縦 55 cm、横 218 cm

いわゆる「駄賃札」と称される高札である。国分村は矢倉沢往還（大山道）が通り、荷物を運ぶ人足や馬を取り替える継立場であったが、享保 16 (1731) 年と寛延 2 (1749) 年の二度の大火で、高札や継立場に関する書類を焼失した。幕末になると、政情が不安な上、街道の往来も頻繁になり、継立業務に支障をきたすようになったため、慶応元 (1865) 年 10 月、国分村名主友右衛門他 11 名の村役人は、勘定奉行小栗忠順(おぐりただまさ)に、高札場の再建と高札案の下げ渡しを願い出、翌年 2 月に請願が許可され、新たな高札場と高札が作られた。

高札の案文は厚木町から入手しているが、155 年前の正徳元年の文面をそのまま使用しているため、海老名市所有の高札の中で、内容的には一番古いものとなっている。



定
 駄賃并人足荷物の次第
 御伝馬并駄賃の荷物壱駄 重サ四拾貫目
 歩持の荷物壱人 重サ五貫目
 長持壱棹 重サ三拾貫目
 但し人足壱人重サ五貫目
 積り、三拾貫の荷物ハ六人して
 持へし、それより軽き荷物ハ、貫目に
 したかひて人数減すへし、此外
 いつれの荷物もこれに准すへし
 乗物壱丁 次人足六人
 山乗物壱丁 次人足四人
 御朱印伝馬人足之數、御書付
 外に多く出すへからざる事
 道中次人足・次馬の數たと
 国持大名たりといふとも其家中共
 東海道ハ一日 五拾人・五拾疋に過
 へからず、此外の伝馬道ハ式拾五人・
 式拾五疋に限へし、但江戸・京・大坂
 の外道中におゐて人馬共に追通
 へからざる事
 御伝馬 駄賃の荷物ハ其町の馬
 残らす 入すへし、若駄賃馬おほく
 入時 在 所々よりやとひ、たとひ
 風雨の節といふとも、荷物遅々なき
 穢相はからふへき事
 人馬之賃御定之外、増錢を取る
 おゐてハ牢舎せしめ、其町の間屋
 寄は過料として鳥目 五貫文
 人馬役の者は家壱軒より百文宛
 出すへき事
 附
 往還の輩、理不尽の儀を申しかけ
 又は往還の者に対し非分の事
 あるへからざる事
 右条々可相守之、若於相背ハ、
 可為重者也
 慶応二年三月日
 奉行

No. 3 高札 享保6 (1721) 年 中新田村

縦 48.5 cm、横 73 cm

いわゆる「鷹場札」と称される高札である。万治2 (1659) 年、相模野周辺が^{とらえかいは}捉飼場となり、高座郡と鎌倉郡の一部の村々は、下鶴間総霞組合に属していた。五代将軍綱吉の時には、鷹場制度は一時廃止されたが、享保元 (1716) 年に八代将軍吉宗が鷹場制度を復活させた際に、^{おとめば}御留場 (一般人の狩猟厳禁地) が設定された。この高札は鳥の捕獲を禁止する札で、海老名市域で現存する高札の中では、最も古い。墨色が退色し、判読は難しくなっている。



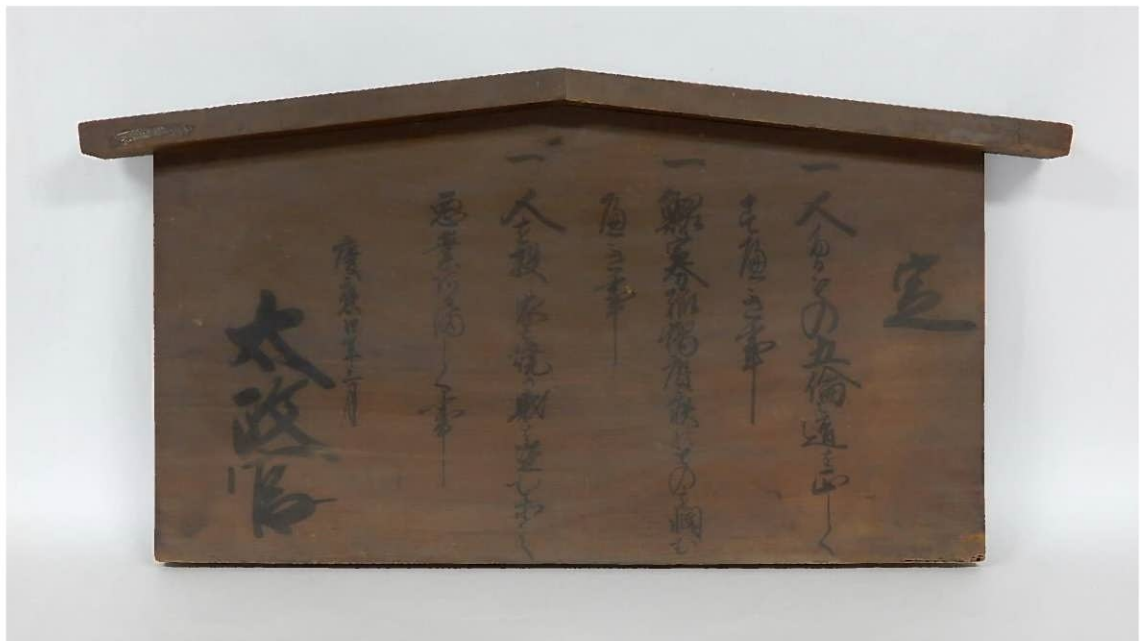
在ゝにて若鉄砲
定
打候もの有之候ハ、
申出へし、并御留場
之内にて鳥をとり
申者捕候敷、見出し候者
早々申出へし、急度
御□褒美可被下置者也
享保六年八月 奉行

No. 4 高札 慶応4（1868）年 中新田村

- 第一札 五倫道德の遵守
縦 41 cm、横 69.5 cm
- 第二札 徒党・強訴・逃散の禁止
縦 40.5 cm、横 69.3 cm
- 第四札 万国公法の遵守、外国人への暴行の禁止縦
縦 41 cm、横 87.8 cm
- 第五札 本国（郷村）脱走の禁止
縦 40.5 cm、横 69.3 cm

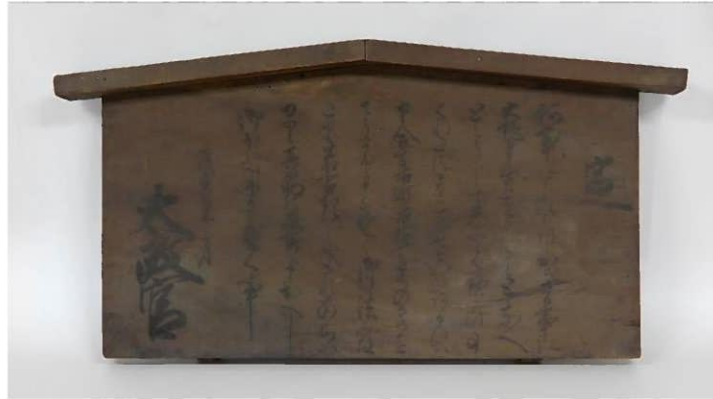
明治新政府が新しい政治の基本方針を明らかにし、民衆に対して発した「五榜の掲示」で、中新田村に伝わったもの。通常は5枚が掲示されるが、第三札が欠けている。

第一札



- 定
 - 一 人たるもの五倫之道を正しくすへき事
 - 一 鰥寡孤独廢疾のものを憫むへき事
 - 一 人を殺し家を焼き財を盗む等之悪業あるましく事
- 慶応四年三月
太政官

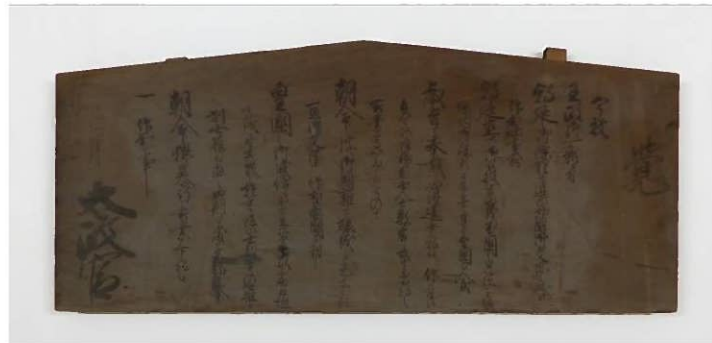
第二札



定

何事によらずよろしからざる事に
 大勢申合候をととうとなへ
 ととうしてしいてねがひ事
 くわたつるをこうそといひ、あるひハ
 申合せ、居町居村をたちのき候を
 てうさんと申す、堅く御法度
 たり、若右類之儀これあらハ
 早々其筋の役所へ申出へし、
 御ほふひ下さるべく事
 慶応四年三月
 太政官

第四札



覚

今般
 王政御一新二付
 朝廷之御条理を追ひ外国御交際之儀、被
 仰出諸事於
 朝廷直ちニ御取扱被為成、万国之公法を以
 条約御履行被為在候ニ付而者、全国之人民
 叡旨を奉戴し心得違無之様被 仰付候
 自今以後猥ニ外国人を殺害し、或は不心得之
 所業等いたし候もの者、
 朝命ニ悖り御国難を醸成し候而已ならず
 一旦御交際被 仰出候各国江対し
 皇国之御威信も不立次第、甚以不届至極
 之儀ニ付、其罪之轻重ニ随ひ、士列之ものと雖も
 削士籍、至当之典刑ニ被処候条、銘々奉
 朝命、猥ニ暴行之所業無之様被
 仰出候事
 二月 太政官

第五札



覚

王政御一新ニ付而者、速ニ天下御平定、万民
安堵ニ至、諸民其所得候様

御煩慮被為 在候ニ付、此折柄天下浮浪

之者有之候様ニ而者不相濟候、自然今日之形勢を

窺ひ猥ニ士民ども本国を脱走いたし候儀堅く

被差留候、万一脱国之者有之、不埒之所業いたし候

節者、主宰之者落度たるへく候、尤此御時節

ニ付無上下

皇国之御為、又者主家之為筋等存込

建言いたし候者者、言路を開き公正之心を以

其旨趣を尽させ、依願太政官代江も

可申出被 仰出候事

但今後総而士奉公人者不及申、農商奉公人ニ

至る迄相抱候節者、出所篤と相糺可申、自然脱走之者

相抱、不埒出来、御厄害ニ立至候節者、其主人之

落度たるへく事

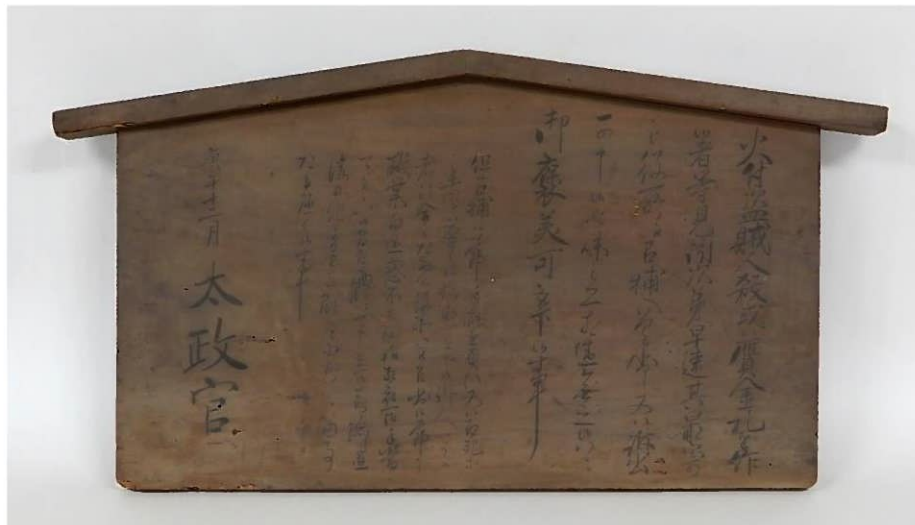
三月 太政官

No. 5 高札 明治3 (1870) 年 中新田村

縦 39.4 cm、横 63.3 cm

いわゆる「火付け札」と称される高札で、火付・盗賊・人殺し・贋金作りの取り締まりを示したものである。

明治6 (1873) 年2月、高札制度は廃止されたため、現存する高札の中で、最後の高札である。



火付・盗賊・人殺或ハ贋金札を作
候者等、見聞次第早速其最寄
之役所江召捕へ差出し、又ハ訴出
可申候、吟味之上相違無之候ハ
御褒美可被下候事
但、召捕候節手疵を負ひ又ハ即死等
之者江ハ厚く御扶助可被下候、訴人いたし候
者引合之ため役所へ被召出候節者
職業向迷惑不相成様相応御手当
可被下候間、有体ニ可申立候、若隠し置
後日他より相顕るゝにおいてハ曲事
たるへく候事
庚午十二月 太政官

海老名市 高札の文化財登録について

登録文化財の候補として、令和4年8月5日（金）に高札の状況を確認したところ、結果は以下の通り。

1. 調査資料

5件8点

No.1	高札	1点	宗教法人正覚寺	門沢橋村	文化9年（1812）
No.2	高札	1点	海老名市	国分村	慶応2年（1866）
No.3	高札	1点	海老名市	中新田村	享保6年（1721）
No.4	高札	4点	海老名市	中新田村	慶応4年（1868）
No.5	高札	1点	海老名市	中新田村	明治3年（1870）

No.1 高札 文化9年（1812） 門沢橋村 29.5 cm×105.5 cm

門沢橋村の領主である旗本長谷川正愛から出された浪人取締りの高札で、こういった普通の法令が高札に仕立てられ、流布される状況は、法令が出された際には、村人に読み聞かせ、請印を取り、さらに高札に仕立て定着させるという江戸幕府の令達手段を表す資料は、類例がないわけではないが、意外に数は多くないと考えられる。いわゆる大高札と呼ばれる雑事（忠孝・親子）、キリシタン、毒薬、駄賃、火付高札以外の高札であり、地頭名で出されており、門沢橋村に伝わる唯一の江戸期の高札であり、希少性は高いと考えられる。

なお、墨色が退色気味のため、より読みやすい形での写真撮影、赤外線撮影等を試み、わかりやすく公開することが望まれる。

No.2 高札 慶応2年（1866） 国分村 55 cm×218 cm

駄賃札と呼ばれる大高札の1枚であるが、正徳元年の案文を使用したため、慶応2年ではあるが、古い形の大きな高札になっている。高札及び高札場整備の際の古文書「高札案文下渡願」・「御高札案写」・「新規御高札御普請出来形帳」（国分 池田家文書）が残されており、出来形帳からは、高札場の復元も可能ではないかという印象を受ける。案文（「御高札案写」）には、雑事、毒薬、火付、キリシタンが先に書いてあるので、それらの駄賃札以外の高札も作成された可能性も残されていることを指摘しておきたい。

高札自体は、下部に傷みがあるため、何らかの保存処理が必要に思われるが、先の古文書3点と共に、利活用を図られることが望ましい。高札と古文書3点とを併せると資料的価値の非常に高いものといえる。

No.3 高札 享保6年（1721） 中新田村 48.5 cm×73 cm

鷹場札と呼ばれる高札。相模野周辺は、当初、加賀前田家の狩猟場とされ、万治2年（1659）には御鷹御用の組合として、下鶴間村で、高座郡中56ヶ村の村役人が集められ、霞組が組織されたという。下鶴間村は雲雀・鶉・御捉飼場とされる。御捉飼場は、鷹猟に用いる鷹をとる場所で、鷹匠らが出役の場合に、水夫・勢子・人足などを提供する義務があった。享保元年（1716）8月、八代将軍吉宗が着任と共に中絶していた鷹狩りを復活する。相模野の鷹場も、御留場（一

般の狩猟厳禁地)に指定されており、その際に設置された高札と考えられる。海老名市域に現存する高札の中では最も古い。御三家(紀州家)の鷹場である埼玉県桶川市の鷹場の高札は、似た内容の高札だが、桶川市の指定文化財(有形文化財・歴史資料)になっている。

墨色が退色しており、判読が難しくなっているため、より読みやすい形での写真撮影、赤外線撮影等を試み、わかりやすく公開することが望まれる。

No.4 高札4点 慶応4年(1868) 中新田村

五榜の掲示と呼ばれる太政官が発出した高札4点。五倫、徒党の禁止、キリシタン禁制、万国公法の遵守、本国脱走の禁止の5札の内、キリシタン禁制の高札を欠いている。

全国的には、太政官札として一括指定されていく傾向がある。今後キリシタン禁制の高札が追加される可能性もあり、登録が望ましい。

No.5 高札 明治3年(1870) 中新田村 39.4 cm×63.3 cm

太政官札の一つ、火付け札。明治6年(1873)2月、高札制度は廃止されたため、海老名市域で現存する中の最後の高札になる。慶応4年太政官札と共に一括登録が望ましい。

2. 高札の文化財指定・登録の状況

① 神奈川県事例

神奈川県内では、高札を文化財指定又は登録している事例はないが、川崎市の地域文化財として明和7年の「徒党禁止の高札」、「捨馬禁止の高札」(麻生区郷土資料館蔵)がある。中世の制札類としては、横須賀市の豊臣秀吉禁制4点(有形文化財・歴史資料、良心寺所蔵)、厚木市の北条家制札(歴史資料、個人蔵、市郷土博物館管理)があるが、江戸期から明治初頭の高札に関しては神奈川県の場合は、全国の事例から考えると、調査活動の進行状況が影響し、指定活動が行われていないものと考えられる。

② 全国的な事例

一部を確認した状況ではあるが、事例を挙げると、以下のとおりである。

江戸期の高札	熊本県天草市 キリシタン禁制の高札
	静岡市「丁子屋」の天和の高札
	長野県大町市 大塩高札場の高札3点(切支丹・毒薬・贖金)
	山梨県身延町 切支丹禁制・徒党高札(3点)
	千葉県大網白里市 高札3枚(切支丹禁制・捨馬禁止・発砲禁止)
	千葉県山武市 明和7年の高札(2枚)
五榜の掲示	愛媛県伊予市 キリシタン禁制高札(明治4年)
(明治の太政官札等)	鹿児島県曾於市 太政官高札(2枚)
	栃木県佐野市 キリシタン禁制の高札(明治4年)
	千葉県鎌ヶ谷市 高札「慶応四年太政官布告」
	千葉県富里市 太政官高札(6枚)
	千葉県山武市 明治元年五榜の高札(3枚)
	江東区 太政官高札(個人蔵)【登録】
鷹場高札	埼玉県桶川市 鷹場の高札(歴史民俗資料館に寄託)

3. 所見

太政官札については、比較的残りが良いためか、一括の形で文化財指定されることが多く、特に千葉県における指定活動が活発に行われている。全国的な趨勢から考えると、今後も高札の指定は進んでいくものと考えられる。

このことから、神奈川県内で文化財保護条例による指定や登録が行われている例はないものの、海老名市が先鞭をつける有効性は高いものとする。今後、キリシタン禁制札についても登録につながる可能性が高く、一括での指定などへの展開も考えられるため、現段階では、登録文化財の登録を行っていく形が有効と考えられる。

令和4年8月17日

海老名市文化財審議会委員 井上 泰

海老名市内で確認されている高札

地域	点数	所有者	年代・内容	備考
門沢橋村	1	宗教法人 正覚寺	文化9年 浪人取締り	諮問案件No.1
国分村	1	海老名市	慶応2年 駄賃札	諮問案件No.2
国分村	2	個人	慶応4年 五榜の掲示第3札 明治3年 火付け札	
中新田村	6	海老名市	享保6年 鷹場札 慶応4年 五榜の掲示 第1、2、4、5札 明治3年 火付け札	諮問案件No.3～5
中野村	1	中野八幡社	江戸時代 鷹場札か？	
河原口村	1	個人	明治3年 火付け札	
杉久保村	2	個人	慶応4年 五榜の掲示第3札 明治3年 火付け札	
上郷村	3	個人	慶応4年 詳細不明	

海老名市温故館(旧海老名村役場)について

1. 地域の歴史

海老名市は神奈川県ほぼ中央、相模川沿いに位置し鉄道3線が乗り入れ、東名高速道路、圏央道が市域を通る交通の要衝である。明治22年に市域北部に海老名村が発足（昭和15年町制）、昭和30年に有馬村と合併、46年に海老名市となった。海老名村発足以前は9ヶ村からなり、このうち国分村は矢倉沢往還（大山街道）が通り、荷物を運ぶ人足や馬を取り替える継立場となっていた。

2. 建築物の概要(沿革)

海老名村が発足後、国分に村役場が設置されたが、明治43年に焼失し、付近にあった国分寺薬師堂庫裏を役場としていた。その後大正5年から役場建築の調査や資料収集が行われ、建築予算案の議決を経て、焼失前の役場の道を隔てた反対側に用地を求め、6年に村役場庁舎建設の建築等諸契約が行われた。大工は静岡県仁科村出身の藤井熊太郎（1869-1925）で、河原口分教場、尋常高等海老名小学校等や個人の住宅等も手がけ^{*}、腕利きの名工として知られていた。

大正7年4月に大々的に開庁式が行われ、その様子は『横浜貿易新報』で報じられている。その後関東大震災の際にも倒壊はせず、昭和15年に町制施行後、増改築を重ねながら41年まで町役場として使われた。庁舎としての用途廃止後は商工会議所として利用された。55年、商工会議所が移転した後に解体計画が持ち上がるが、市民の保存運動が起き、57年に市立郷土資料館に改修し「海老名市温故館」となった。この後平成18年に耐震性の問題から閉館し、再度解体か保存修理とするか議論がなされたが、近隣地への移築を行うこととなり、22年に移築工事を実施、23年4月に現在地において市立郷土資料館「海老名市温故館」として再開館した。

^{*}登録有形文化財「嶋崎家住宅主屋」についても藤井熊太郎の建築とみられる。

3. 建設年代・改修年代等

建設：大正7(1918)年 竣工（建築場所：海老名市国分南一丁目 1934）

改修等：大正12(1923)年関東大震災後～昭和初期

正面から右手(東側)1階、2階を増築。階段位置の変更

昭和26(1951)年 北側へ平屋建て増築

昭和32(1957)年 西側へ平屋建て増築

昭和38(1963)年 付属舎平屋建て増築

改築：昭和57(1982)年 西側、付属舎等を解体、規模縮小。郷土資料館海老名市温故館へ改装

移築：平成22(2010)年（移築場所：海老名市国分南一丁目 1956-7、1956-10、1957-1、1957-13）

※現在地

4. 構造物等の特徴

配置：建築当初は大山街道沿いに正面南向きであったが、移築後は市道に沿い、正面東向きとなっている。

構造形式：木造2階建（増築棟は鉄骨造）、寄棟造、棧瓦葺、外壁は下見板張。庁舎として使用されていた際は1階を事務室、村長室、仕丁室など、2階は議場として使用されていた。現在は1、2階とも郷土資料館の展示室として利用している。

移築前建築面積：239.20 m²

移築後建築面積：250.16 m²（登録希望面積 180 m²）

移築前状況：コンクリート基礎の上に付け土台をめぐらし、出隅には定規柱を立てる。定規柱の頂部には西洋建築の柱頭風の飾りが付く。オリジナルの窓は木製サッシの上げ下げ窓を基本とする。玄関ポーチ上部に位置する2階の3列窓が当初のものであり、右隣の増築部及び1階の窓の形状仕上において違いを見せている。意匠的に注目されるのが玄関ポーチである。破風板（バージボード）には直線で構成される幾何学的な装飾が施されており、建築の中で最もモダンな印象を与える部分となっている。現在の壁面は白色で窓枠や定規柱、玄関ポーチが青緑色に塗られている。しかし創建時には色調が異なり、壁面は青鼠色、窓枠はオリーブ色で現在より暗い色合いであった。創建後、しばしば増改築がなされており、東側1階の1/4ほどは増築部である。西側にはかつて平屋の増築部があったが、昭和57年の郷土資料館への改修時に撤去されている。昭和57年の改修の際には庁舎内部の間取りも大幅に変更された。

移築後：平成22年、当初の場所から約180m西に移築を行った。移築にあたっては、1階の柱類については腐朽劣化変形が激しく、度重なる改修工事により断面欠損のダメージがみられたことから再利用は断念したものの、現行の建築基準法に準拠しつつ、構造形式や躯体の配置・断面形状は既存建物の形態を極力再現したものとなっている。特に本建物の特徴となっている玄関周辺の柱頭飾り、バージボード、垂飾り、装飾的な方丈、玄関木製建具は大ばらしにより、そのまま移設、荷重の受けが少なく、ダメージの少なかった2階小屋組みは全面移築再利用とした。他に移築前に西壁面の1、2階にあった木製上げ下げ装飾窓枠2点（1階の窓枠は昭和57年に再現設置したもの）、化粧桤2箇所、1階事務室天井格子、鬼瓦、上げ下げ窓の板ガラスの一部についても再利用を行った。2階床丸太梁は、構造材としての機能復旧は難しかったため、2階の天井部分に化粧梁として設置し、一部の部材については保管し、館内で展示を行っている。

5. 評価

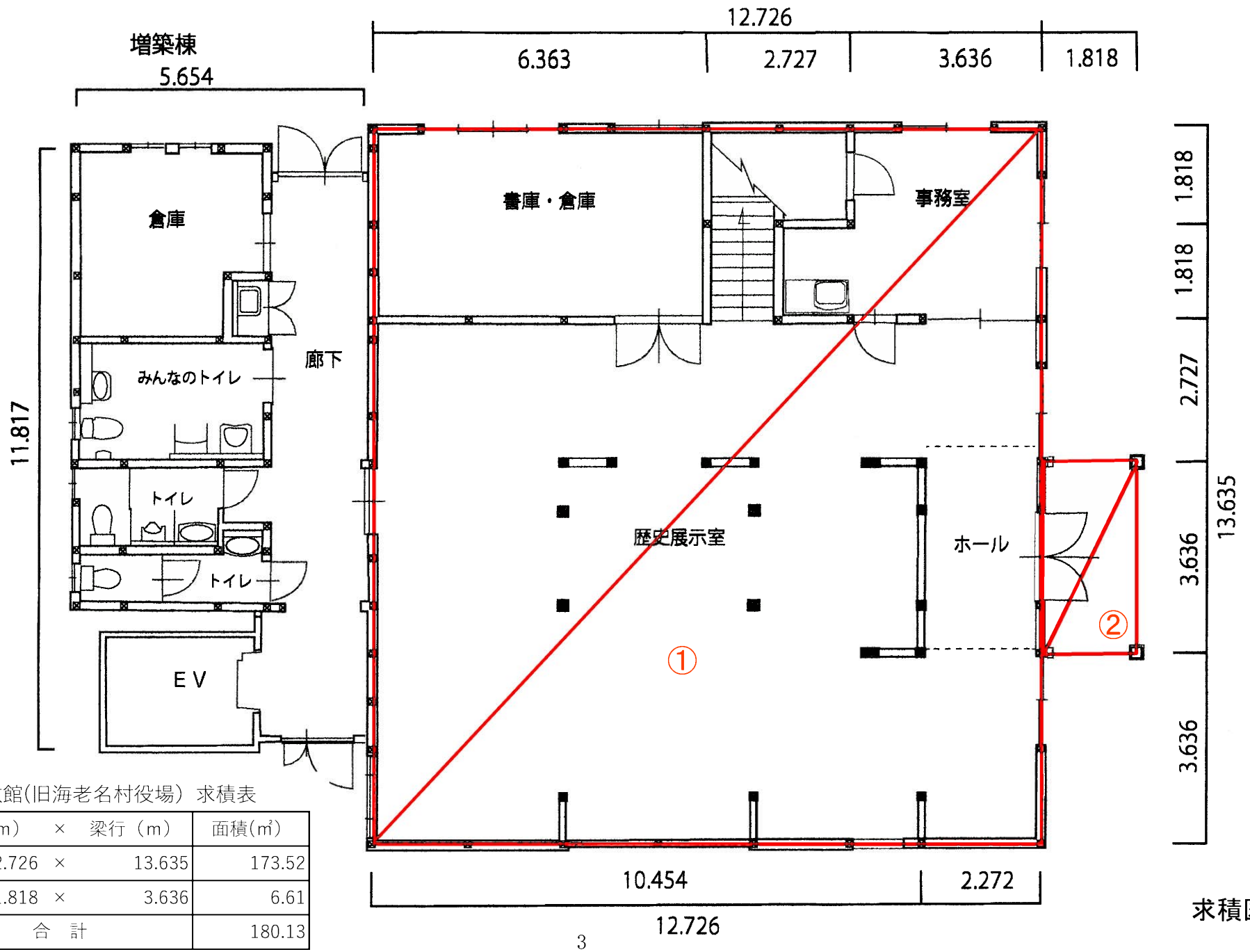
本建築物は大正7年に海老名村役場の新庁舎として建設され、木造2階建て、寄棟の瓦屋根、ドイツ下見の外壁で、関東大震災前の公共建築の形式を現在に伝える例として貴重である。また明治期の郡役所など地方庁舎の面影を持つ、神奈川県内最古の現存する役場遺構である。

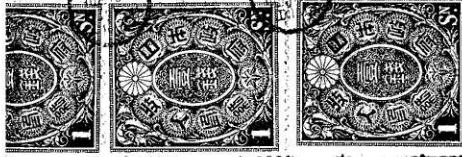
この他、特筆すべきこととしては、「旧海老名村役場建築に関する書類」が現存しており、建築時の契約書などにより使用した木材や請負業者、金額など詳細を知ることができる。

海老名市温故館（旧海老名村役場）は海老名市の代表的な近代洋風建築遺構であり、近代の歩みを知る上での象徴的な建築物である。相模国分寺跡の遺構を望む地に建つ歴史的な建築物として、移築の前後をとおして海老名の歴史的景観に寄与し、長年市民に親しまれてきた。これを後世に残し、引き継ぐことには大きな意味がある。

所見記入者：海老名市文化財保護審議会委員、東京工芸大学工学部教授 海老澤模奈人

海老名市教育委員会教育部教育総務課文化財担当課長 押方みはる





契約證

一 海老名村役場廳舍木造瓦葺三階建 瓦棟

是建前 貳丈參尺五寸

屋根為配 六寸 日本小屋作

間口 五間半 坪數參拾參坪半

奥行 七間

附屬

一 玄関 陸屋根瓦葺平板葺 貳坪

一 東下屋 瓦葺平板葺 拾坪

右令般御新築ニ付該建築之事當業者トシテ御選定ニ相成正御請仕候就而右工事ノ取完全堅牢期也トシテ御敷者ニ因テ一切念勿請御選抜學耻ナク樣設計其他圖面ニ基テ御指定期間内整テ完全竣工セシム候

高座郡海老名村役場

右此盟ノ確守ノ履行ニ為テ左記各事ノ御契約締結致意

- 一 建築作業隨時御揮儀ノ變更以外他ノ御所定設計圖面ニ基テトス
- 二 大工年間義ヲ準備起工ノ竣工迄一式控者專屬請負事業トシテ施行可致決テ士買買者ノ讓渡等ノ為ナシ
- 三 諸材料撥擇其他各部施工鑑査等工事全般ニ就テ當該役員御監督下ニ直接担任テ常ニ注意ヲ加テ勿論設計書中脱際又相違念等相有之候モ仕様書ト對照シテ工志則リ施行又施行セシム工事上毫モ瑕瑾無之様可致候
- 四 起工準備上ニ設置相成ニ作事場設備又陸作是場

事業引継ぎ、水盛其他工事中大工、必要の手間、担当者
於、負担、敷置可致候

五、工事中必要、應、担当者、於、一名乃至三名、番人、附、工
事、関、請取、警戒設備、為、取締、為、事

六、本工事落成期日、未、六月拾五日、相定、全日限、一切
造作、後、街引渡可致候

但、故、落成期日、經過、不都合、相認、候節、如何
様、街敷分、相成候、共、不、甚、事

七、以上各号、掲、事業履行、對、請負金、總計、金、百
七拾圓也、ト、ス

八、請負金請求、工事、進行、應、街検査、上、隨時、分割
、内渡、受、ハ、モ、ト、ス

九、不可抗力、甚、場合、ヲ、除、外、建築材料、之、失等、對
、責任、負、ハ、モ、ト、ス

高座郡海老名村役場

、責任、負、ハ、モ、ト、ス

十、本工事保證期間、改工街引渡、後、滿、參、年、上、其、
期間内、生、久、小、破損、無、給、復、旧、修、繕、可、致、事

十一、作業、因、本、比、其他、不用、以、當然、村、街、所、有、之、申
受、ガ、事、ト、ス

右契約、其、相違、無、之、事、付、必、確、字、致、決、不、都合、無、之
様、改、工、可、致、事、乃、一、契約、履行、能、中、場、在、何、様、件

金、合、タ、リ、ト、保証、在、之、毎、年、致、直、電、街、未、感、相、懸、
申、間、敷、為、後、日、保証、(連、署、契約、証、書、如、件

大、心、お、申、上、之、事

高座郡海老名村 役場 長官 役

請負人 藤井 龍之助

高座郡海老名村 上、倉、泉、八、百、六、拾、七、番、地

保証人 櫻井慶山
高座郡海老名村上宮泉文喜也
保証人 井之門六郎

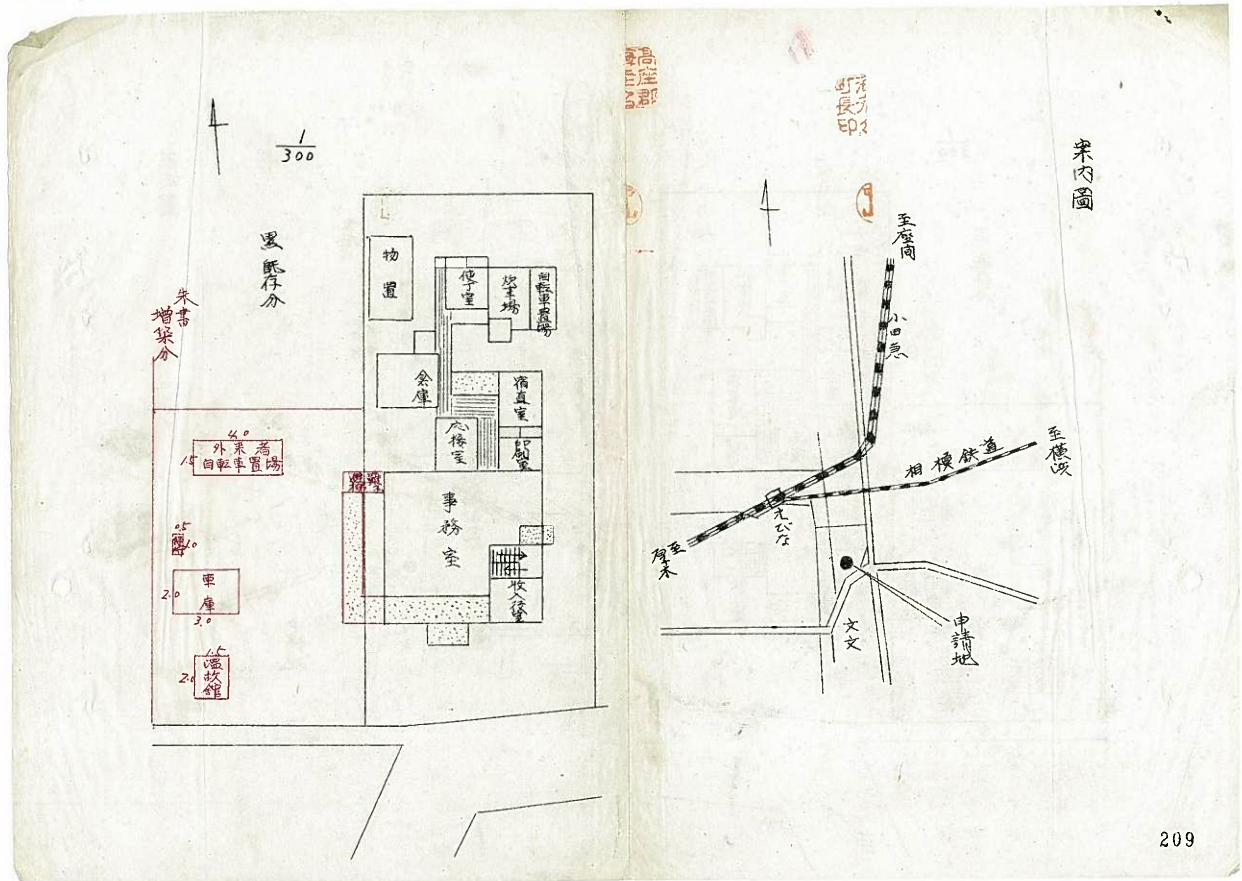
海老名長屋目跡

高座郡海老名村役場

海老名村役場建築関係請負業者等一覧

分野	請負業者		保証人	入札額(端数略)
木材	渡辺 与三郎	河原口	飯島 龍太郎 飯島 棟太郎	1,589円
土工	市川 元吉 井上 啓次郎	海老名村	三部 小才治郎 中山 定治郎	115円
石材	望月 新造 前場 直治	河原口	望月 久吉 本多 菊次郎	154円
建築	藤井 熊太郎	国分	櫻井 慶山 井上 門太郎	570円
建具	大貫 三之助	国分	井上 門太郎 萩原 度愛	595円
瓦	岩崎 敏蔵 落合 奎三郎	江尻町(静岡県) 社家		335円
壁	落合 奎三郎	社家	森下 友次郎 小野 沢口治郎	150円
ペンキ	斎藤 作蔵	横須賀市		91円
雨樋	井上 末吉	大谷	井上 幸三 三部 小才治	75円
畳	田口 長吉	河原口		45円
玄関他				52円
合計				約3,771円

(3) 昭和 26 年 増築計画図

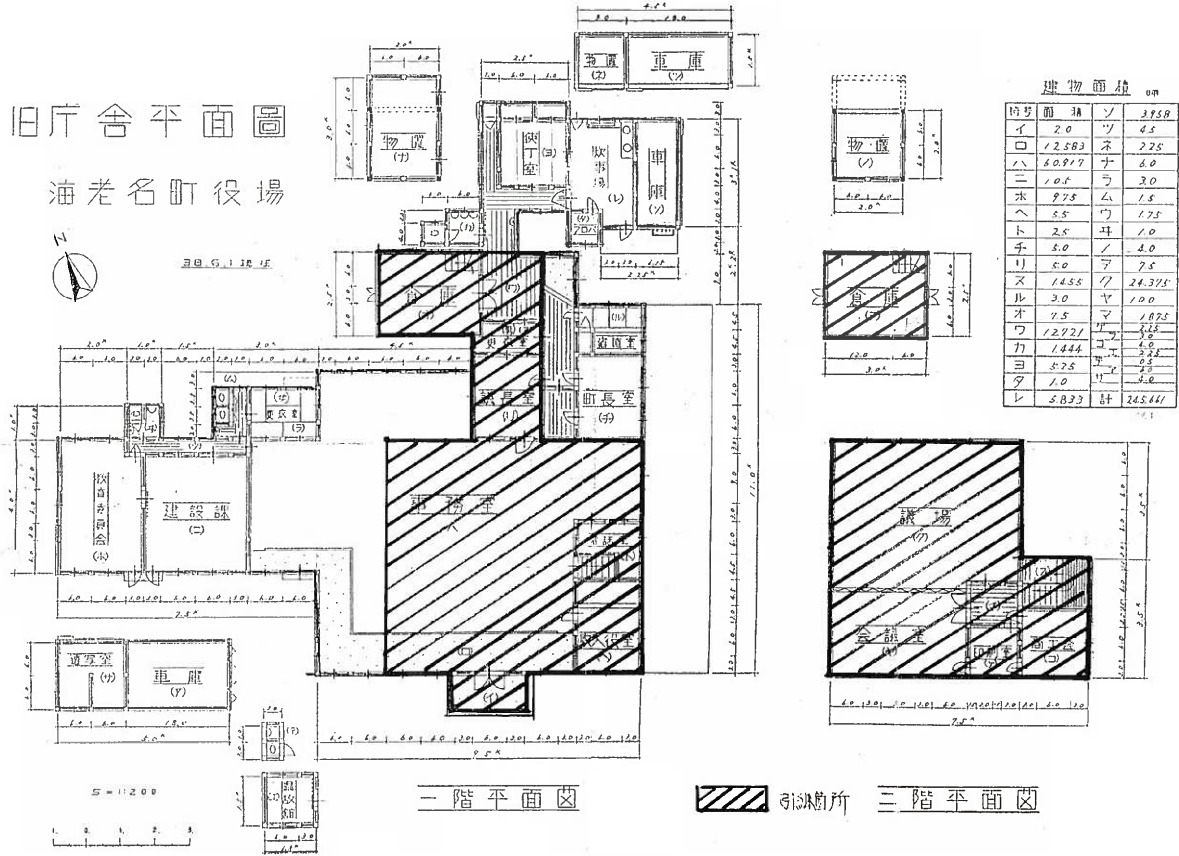


(4) 昭和 32 年 電話交換機設備図面



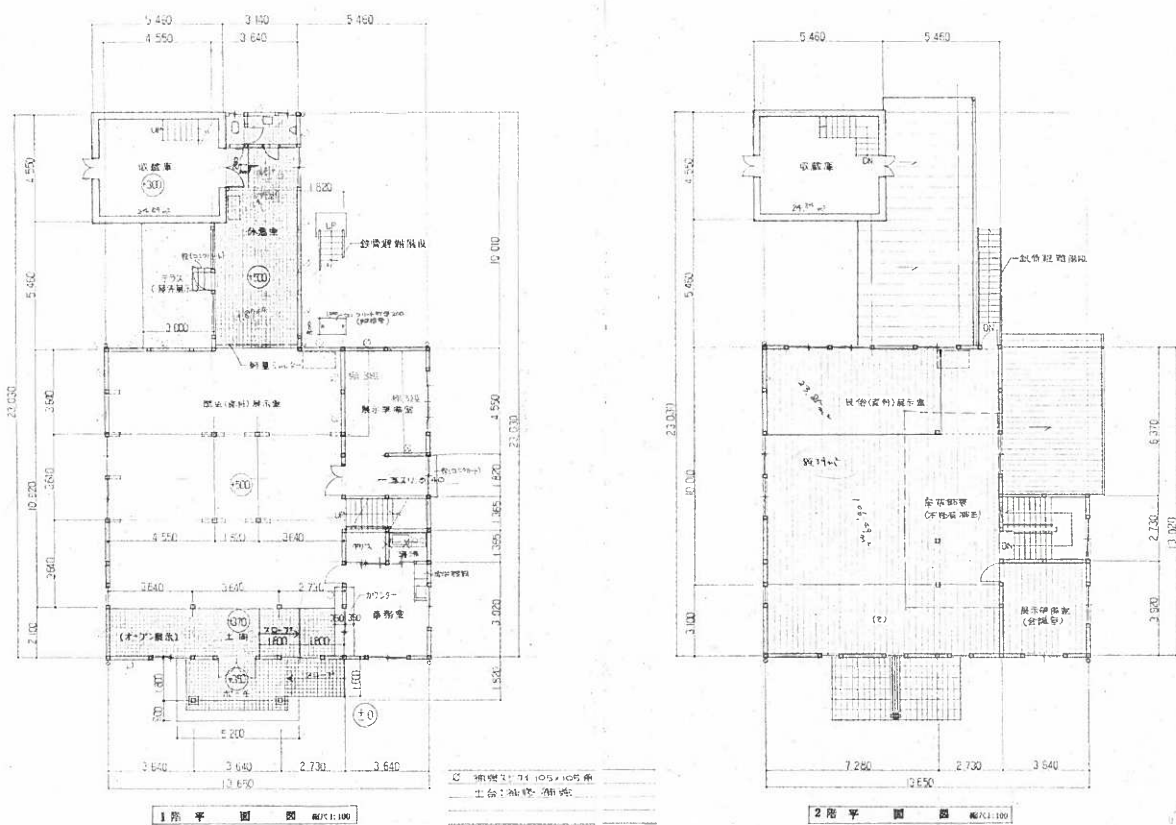
(5) 昭和 38 年 旧庁舎平面図

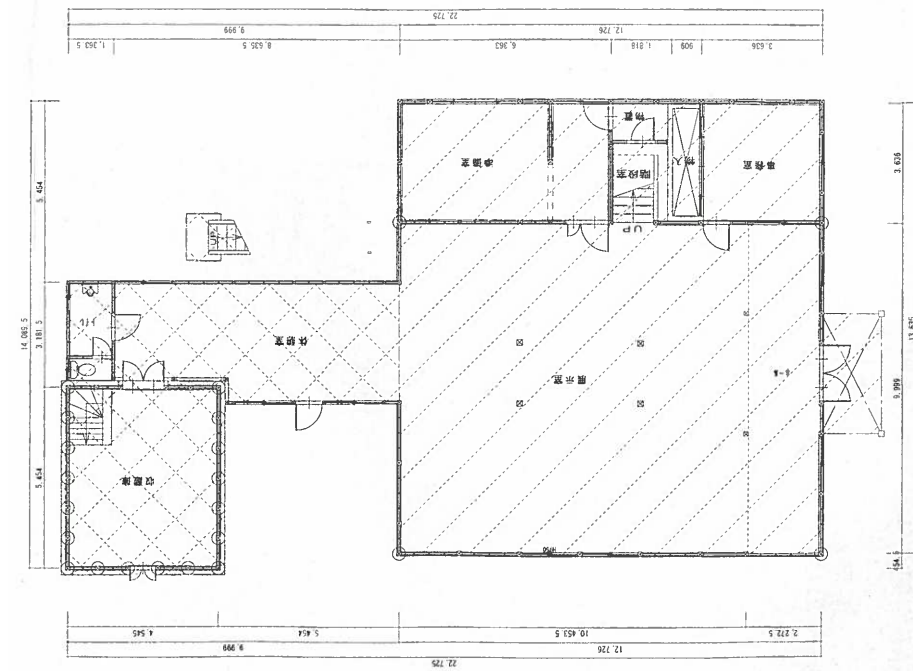
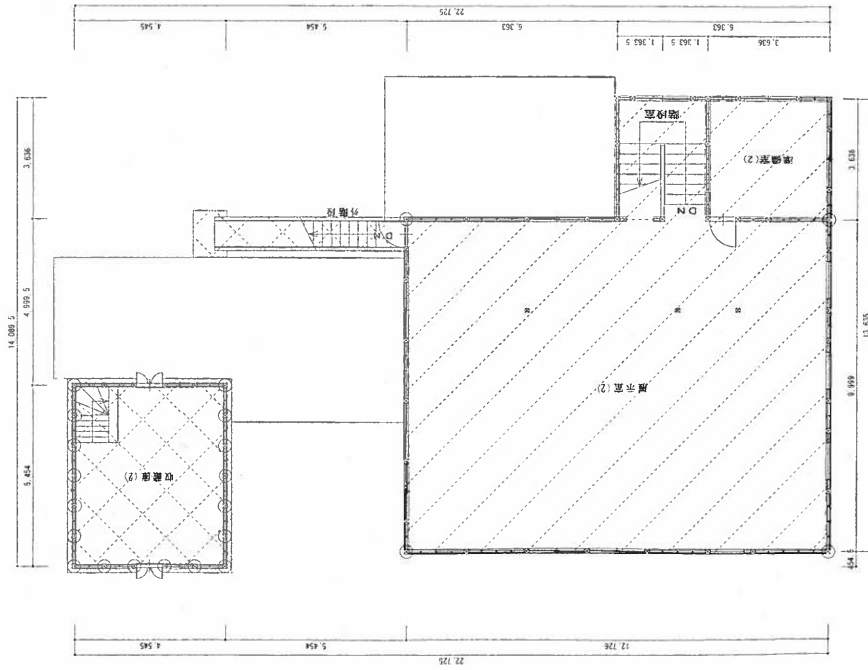
旧庁舎平面図
油老名町役場



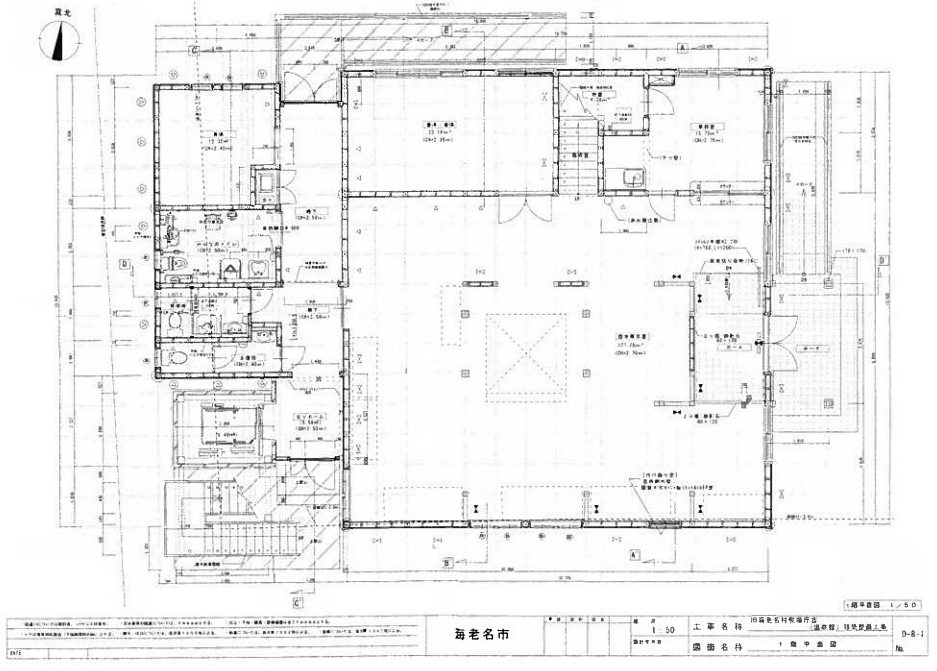
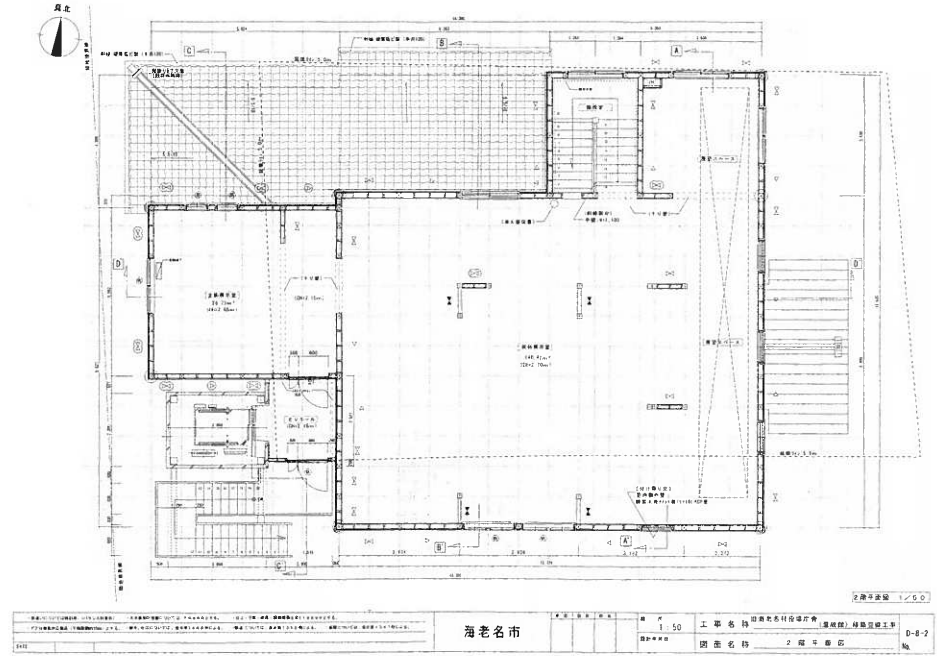
※引継箇所＝郷土資料館としての保存部分

(6) 昭和 57 年 郷土資料館改修図面





移築前平面図



移築後平面図



西立面图 S=1/100



南立面图 S=1/100



東立面图 S=1/100



北立面图 S=1/100

移築前立面图



移築後立面图

県指定天然記念物 「海老名の大櫨」、「有馬のはるにれ」 保存修理について

○海老名の大櫨

【令和4年度】緊急修理

・樹皮剥離撤去・枯損枝剪定作業（5月）

大枝枯損による樹皮剥離を確認。樹皮剥離の落下の恐れが考えられ、県教育委員会へ相談の基、至急対応。

【作業前】



【作業後】



【案内図】



・樹幹軽減・腐朽部・枯枝部分剪定作業（9月）

大櫨の枯損部分の進行が見られ、強風により倒木、枝が折れないよう、繁茂部分の外観剪定、枝抜き剪定。腐朽部、枯枝の剪定。

【樹冠軽減・枝向き剪定作業前】

【作業後】



【腐朽枝・枯枝箇所の剪定作業前】

【作業後】



【令和5年度】保存修理

・既存ブロック塀・木柵の撤去、土留め工

根部分の露出、道路側への移行を確認。それによりブロック塀が道路側へ倒壊、根の損傷の恐れがあるため既存塀・柵の撤去を行い、客土を搬入し新たに土留めを設置する。

【現状】



【作業範囲】



○有馬のはるにれ

【令和4年度】保存修理 令和4年秋から令和5年春を予定

平成12年度に設置した建仁寺垣は、劣化破損のため落下の恐れがあることから、交換を行う。
また内部の鉄骨支柱の劣化防止のため、錆止めを行う。

・建仁寺垣交換

過去に設置した空洞部覆いの建仁寺垣交換（上部中心）。

【建仁寺垣交換（上部中心）】



【案内図】



・鉄骨支柱錆止め塗布

内部の鉄骨の錆を除去後、錆止めの塗布を行う。

【鉄骨支柱錆止舗装箇所（樹幹内部）】



【令和5年度】保存修理 令和5年秋から令和6年春を予定

令和5年度は過去に設置した空洞部覆いの建仁寺垣交換、下部中心の施工を行う。

・建仁寺垣交換（二回目）

過去に設置した空洞部覆いの建仁寺垣交換（下部中心）。



令和 3 年度 文化財保護事業実施結果

【温故館維持管理経費・温故館改修事業費】

○相模国分寺跡史跡指定 100 周年記念展示

「100 年かけて相模国分寺跡の謎にいどむ」

R3. 2. 13～12. 5 期間中来館者 5611 名

史跡相模国分寺跡は、大正 10 年 3 月 3 日に史跡指定を受け、令和 3 年度で指定から 100 年を迎えたことから、これまでの調査成果を紹介するため、発掘調査の出土品などを展示。併せて同年に指定された諸国の国分寺のパネルを展示した。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため以下の期間は休館

R3. 2. 13～R3. 3. 21、R3. 4. 21～4. 23 この他展示替等の休館あり



記念展示の様子

○VR 体験

奈良時代の相模国分寺について VR 体験ができるよう、機器を設置した。(R3. 11. 16～)

○展示資料貸出 東柏ヶ谷小学校、有鹿小学校、福祉政策課、シティプロモーション課

○維持管理 建物清掃、警備、外構石敷修理

○外装改修工事等 外壁の塗り替え補修工事、展示ケース 2 台の照明の LED 化を行った。

○用地取得 敷地を取得し、借地を解消した。

【歴史資料収蔵館維持管理経費】

○収蔵品目録作成作業

清水家文書ほか

○資料提供

市制 50 周年関連事業(16mm)、一般図書(昭和 46 年市内風景写真)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため以下の期間は休館

R4. 1. 26～R4. 2. 15

【文化財保護事業費】

○市文化財保護条例の一部改正 (R4. 4. 1 施行)

文化財保護法改正に伴い、市登録文化財について改正

○市指定重要文化財などへの助成支援等

市指定重要文化財補助金(有形文化財等 20 件、無形民俗文化財 1 件計 521 千円)

はやし保存連絡協議会への補助金 (150 千円)

○市文化財保護審議会

書面開催 (R4. 1. 11 文化財保護条例の一部改正について)

○史跡等の維持管理

史跡相模国分寺跡・史跡相模国分尼寺跡・史跡秋葉山古墳群・今福薬医門・浅井の水等の草刈、樹木剪定／有馬のはるにれなど害虫駆除／海老名の大櫓維持管理／秋葉山古墳群ナラ枯れ樹木伐採／相模国分寺跡中門石材修理など

○スライド資料デジタル化

昭和 40・41 年史跡相模国分寺跡発掘調査写真 367 点

○登録文化財登録 嶋崎家住宅の国登録有形文化財登録 (R3. 10. 14 告示)



昭和 40 年相模国分寺跡の調査(廻廊跡)

【文化財活用事業費】

○市民文化祭郷土芸能部門開催

出演：大谷芸能保存会、海老名ささら踊り保存会、
本郷下河内はやし連、中央農業高等学校和太鼓部

R3. 10. 22 文化会館大ホール 来場者 240 名

○相模国分寺跡VRコンテンツ体験会

「VRでタイムワープ奈良時代の相模国分寺」

R3. 11. 6 文化会館小ホール 参加者 117 名

○相模国分寺跡史跡指定 100 周年記念講演会

「基壇構築技術からみた国分寺の造塔」

國學院大學教授 青木敬氏

「史跡保存 100 年の歴史と継承」

奈良大学名誉教授 坂井秀弥氏

R3. 11. 13 参加者 70 名、オンライン 44 名

○文化財ガイド（海老名ガイド協会に委託）

・相模国分寺跡を巡る

（相模国分寺跡史跡指定 100 周年記念事業）

R3. 11. 6 参加者 75 名

・渡辺華山ゆかりの道を歩く

R4. 3. 26 参加者 26 名

○文化財案内板の整備

市内文化財案内板等の板面交換等

（本郷遺跡、自然と歴史のさんぽみち 2ヶ所）



相模国分寺跡 VR コンテンツ体験会

板面の貼替を行った案内板

【埋蔵文化財調査事業費】

○開発工事等の前の試掘等調査 13 件

（上浜田遺跡、大谷下浜田遺跡、No. 17 遺跡、中野桜野遺跡、
杉久保遺跡、大谷真鯨遺跡、No. 50 遺跡、相模国分寺跡、
国分寺関連遺跡、大谷吉久保遺跡）

○個人住宅建築に伴う発掘調査 4 件

（国分尼寺北方遺跡、御屋敷遺跡、望地遺跡）

○金属製品保存処理

史跡相模国分寺跡出土鉄製品保存処理

○発掘調査報告書刊行業務

『杉久保遺跡発掘調査報告書—第 7, 8 次調査—』刊行



御屋敷遺跡発掘調査状況

【相模国分寺跡整備事業費】

○史跡相模国分寺跡整備事業

管理用柵設置等

県道側に柵を設置、自然舗装を実施



相模国分寺跡 管理用柵、遊歩道整備状況

【相模国分尼寺跡整備事業費】

○史跡相模国分尼寺跡用地買収

史跡相模国分尼寺跡中門北側用地買収、損失補償

- ・地番：海老名市国分北二丁目 3225 番 8、10、11
- ・面積：402.9 m²



相模国分尼寺跡 管理用柵整備状況

○管理用柵設置

買収済用地の県道側に柵を設置

令和 4 年度 教育総務課文化財係事業概要

事業名	事業内容	期日	事業費 単位：千円 (前年度予算)
温故館 維持管理事業費	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の郷土意識・郷土愛を育むとともに歴史学習の場として郷土資料館「温故館」で資料の展示公開を実施する。 ○企画展やパネル展示等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「中世人の祈りのかたち」 ・近代鉄道史 ○施設を適切に維持管理する。 ○小中学校の見学や学習対応 ○VR公開 	<p>通年</p> <p>夏～秋 秋～冬</p> <p>適宜</p> <p>通年</p>	12,903※ (13,920)
歴史資料収蔵館 維持管理事業費	<ul style="list-style-type: none"> ○市史編さん事業で収集した資料や公文書を整理保存し、閲覧可能資料の整備、公開を行う。 ○収蔵品目録第2巻を刊行する（社家清水家）。 ○施設の適正な維持管理を図る。 	<p>通年</p> <p>年度内</p>	4,381※ (2,493)
文化財保護 事業費	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の文化財を適切な保護と指定文化財等の審議を行うために文化財保護審議会会議、部会（相模国分寺保存活用部会）を開催する。 ○市指定文化財への助成支援をする。 ○江戸時代から伝承されるまつり囃子や大谷歌舞伎、ささら踊りの保存伝承と活用を図るために各種助成等支援する。 ○県指定天然記念物「海老名の大櫓」、「有馬のはるにれ」の維持管理を行う。 ○指定・登録基準に基づき、保存価値のある文化財を調査、指定・登録する。 ○スライド等写真資料の電子データ化し保全を行う。 ○資料の燻蒸を行う。 ○ふるさと文化財ボランティアの協力を得ながら今福薬医門公園を維持管理・活用する。 ○史跡相模国分寺跡、史跡相模国分尼寺跡、史跡秋葉山古墳群を歴史資産として利活用するため、草刈や、破損個所の修理等、軽微な整備、適切な維持管理を行う。 	<p>各2回程度</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>夏～秋</p> <p>通年</p> <p>通年</p>	13,028 (9,930)

文化財活用 事業費	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡、文化財や出土遺物等を活用し、文化財保護意識の高揚、郷土愛の醸成のための事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・体験教室の開催 ・史跡散策の実施（海老名ガイド協会に委託） ・文化財ガイド養成講座（海老名ガイド協会共催） ・講演会の開催 ・文化財等の案内板の整備・補修を行う。 ○相模ささら踊り大会への参加 ○相模国分寺の復元AR作成 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館でのVR体験会 ○文化財収蔵庫を適切に管理する。 ○発掘調査成果や出土品等の公開など活用を図る。 (かながわ考古学財団との連携) 	<p>夏季</p> <p>6、10、2月</p> <p>5月</p> <p>秋</p> <p>適宜</p> <p>7月</p> <p>通年</p> <p>5月</p>	2,743※ (1,891)
埋蔵文化財調査 事業費	<ul style="list-style-type: none"> ○市内 89ヶ所の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で行われる土木工事等について適切な指導を行うため試掘調査等を実施し、埋蔵文化財の包蔵状況を確認する。 ○個人専用住宅建設に先立つ本掘調査、開発等に伴う工事立会等を実施する。 ○過去に実施した国分尼寺北方遺跡の出土品整理、発掘調査報告書を刊行する。 ○相模国分寺跡など出土鉄製品の保存処理を実施 	<p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>6～3月</p>	6,137 (5,510)
合 計			37,498

令和3年度繰越事業

文化財保護事業費 秋葉山古墳群ナラ枯れ樹木処理 2,400千円

文化財活用事業費 海老名駅北口駅前広場文化財案内板等整備工事 5,525千円

※9月補正後の予算現額

文化財活用事業【相模国分寺跡あそびのひろば】事業内容

1. 事業目的

相模国分寺跡については、国の史跡であり、市の歴史的なシンボルとして知られているが、より多くの市民が訪れ、利用するための事業を行ってきた。今回一つのツールとして、親子向けに空気入りの遊具を購入し、現地に訪れ、史跡に触れてもらう事業として実施する。駅周辺の開発により新しい住民が増えており、今後海老名駅北口の開設も予定されていることから、特に若い家族層にも足を運んでもらい文化財をPRするもの。

令和3年に相模国分寺跡は史跡指定100周年を迎え、いっそうの活用を行いたい。

2. スケジュール

令和4年10月後半から12月にかけて試行的に月1回程度イベント的な遊具展開を行う。3回の試行により、安全面での課題がないか、対象年齢の絞り込み、利用上のルールなどを検討し、令和5年から貸し出しや開催回数を多くできるようにする。小さな遊具(ロディ)は早期に日常的な貸し出しも検討する。

なお一部遊具については、別途平日にメーカーのデモンストレーションも実施し、選定する。

開催日(令和4年10～12月)

- ・10月29日(土)
- ・11月27日(日)
- ・12月18日(日)

※各日 10:00～14:00 日程により野菜販売やえび～にゃハウスの出張販売も調整

※雨天中止

3. 場所 史跡相模国分寺跡塔跡北側周辺

4. 周知

広報掲載 10月29日開催：10月15日号

11月27日・12月18日開催：11月15日号

ホームページ掲載等

5. 対象

幼児から小学生(小学校2年生までは保護者同伴)

参加無料、当日直接

6. 購入予定遊具

予算：文化財活用事業費 10-04-02-03-02

11節01消耗品30千円 18節06事業用備品970千円(※但し第7号補正成立後)

遊具：空気遊具 乳幼児が乗って遊べる動物型のもの(10体程度)

トランポリン

トンネル状のものなど ※この他巨大すごろくも検討中

物置：空気遊具等をしまうもの

その他：電動空気入れ、遊び場を仕切るカラーコーンなど